【附属機関に関する規定】
地方自治法第 138 条の４第３項に、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」

【裁判所判例（一例）】
「この規定にいう「附属機関」とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そこにいう「審査」とは特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること、「諮問」とは、特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念である。」（平成 14 年１月 30 日さいたま地方裁判所）

【行政実例（一例）】
① 「法律又は条例に根拠を置かない、いわゆる私的諮問機関と呼ばれるものが存在しているようです。長が私的に学識経験者などから個別的に意見をきくことは、事実上の問題としては許されるべきでしょうが、これらの者を一堂に集めて意見をきくというような段階になりますと、もはや自治法上の附属機関との区別が明確ではなくなってきます。この場合、自治法は、相当の程度において組織化された形のものは法律又は条例により設置すべきものとしていると考えるべきであり、相当程度以上組織化されながら法律又は条例に根拠を置いていないものは違法なものといえるでしょう。」（地方財務実務提要）
② 「普通地方公共団体が、任意に附属機関を設置するときは、すべて条例によらなければならないが、たとえば、都道府県などにおいてよく設置される法令審査委員会のように、当該都道府県の知事の補助機関である職員その他執行機関の補助職員のみから構成されるようなものであれば、条例によらなくとも、執行機関限りで適宜設置することができるものと解する（行政実例昭和 28 年１月 16 日）
③ かかるものは、単に執行機関の補助部局内における事務執行手続の一方法として理解することを得るし、また、たとえば、重要事項について協議するためによく設けられる部課長会議のようなものに相当するものとも解されるからである。しかしながら、それに執行機関の補助職員以外の外部のものも委員或いは構成員として加わるときには、それはもはや「組織」として理解されるべきであり、その設置については、附属機関として地方自治法第138条の４第３項の規定によって条例で定めなければならない。」（新版逐条地方自治法（第６次改訂版））
④ 「附属機関たる性格を有するものは、名称のいかんを問わず、臨時的、速急を要する機関であっても、条例によらなければ設置できない。」（行政実例昭和27年１月19日）